

特定秘密保護法 統一的な運用基準の骨子

I 基本的な考え方

- 運用基準策定の趣旨
(法を統一的に運用し、特定秘密の漏えい防止・適正な運用を確保)
- 法の拡張解釈の禁止や知る権利、報道・取材の自由等の尊重
- 公文書管理法と情報公開法の適正な運用
- 特定秘密を取り扱う者等の責務
→ 特定秘密を取り扱う者は各種法令を遵守 等

II 特定秘密の指定

- 指定の要件該当性の判断基準
 - ・ 別表該当性
(法の別表事項を更に具体化した細目に該当するか)
 - ・ 非公知性
(現に不特定多数の人に知られていないか)
 - ・ 特段の秘匿の必要性
(漏えいにより、我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるか)
- 重要経済安保情報保護活用法との整合性の確保に留意
- 法令違反の事実、又はその隠蔽を目的とする指定を禁止
- 指定の具体的な手続 (例:指定の理由の記述、表示・通知)
- 有効期間の設定基準 (例:毎年策定する計画…2年等) 等

III 特定秘密の指定の満了・延長・解除等

- 有効期間の満了時や指定解除時の具体的な手続
- 有効期間を30年を超えて延長する場合の指針
- 保存期間が満了した文書の取扱い
→ 指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密を記録する行政文書は、指定解除後、国立公文書館に移管 等

IV 適性評価の実施

- 基本的な考え方
(プライバシーの保護、法に規定された7項目以外の調査の禁止、結果の目的外利用の禁止、法の下の平等)
- 実施体制の確立(例:適性評価実施責任者の指名)
- 告知書(※)を交付し、同意書(※)の提出を受けて調査を実施
- 質問票(※)に本人が必要事項を記載
(※)各書式は運用基準に別添
- 人事管理情報等による確認、公務所等への照会、本人への面接等
- 評価に当たっての基本的考え方・考慮要素
(個別具体的な事情を十分に考慮して総合的に判断)
- 結果等の通知
- 苦情処理の具体的手続
- 本人に事情の変化等が生じていないか年1回以上確認
- 適性評価に関する個人情報等の管理 等

V 特定秘密の指定・解除等及び適性評価の実施の適正を確保するための措置

- 内閣保全監視委員会の設置とその事務内容
(内閣総理大臣による指揮監督を補佐)
- 内閣府独立公文書管理監の事務内容
(特定秘密の指定等の検証・監察・是正)
- 不適切な特定秘密の指定や、特定秘密の漏えい等の特定秘密保護法等の違反行為に関する通報窓口の設置
- 内閣総理大臣や有識者、国会への報告の内容
(例:過去1年間の指定件数等) 等

VI 本運用基準の見直し

- 常に運用の改善に努めつつ、5年を目途に、又は必要に応じ見直しを行い、結果を公表